【プレスリリース】

より、そう、ちから。
東北電力ネットワーク

２０２６年１１月２７日

託送供給等約款の変更認可申請について

当社は、本日、電気事業法第１８条第１項※1に基づき、「託送供給等約款」の変更認可申請を経済産業大臣に行いました。

「託送供給等約款」とは、小売電気事業者や発電事業者等が、当社の送配電設備を利用する場合の料金等の供給条件を定めたものであり、今回の主な変更は以下のとおりです。

〇主な変更内容

・需要側の系統接続に係る規律の導入

国の審議会※2 において、確保した系統容量が一部しか利用されていない事例（いわゆる「空押さえ」）を防ぐ観点から、次のとおり整理されたことを踏まえ、当該内容を供給条件に反映します。

① 段階別契約（複数年にわたり契約電力を段階的に増加させる契約）の途中段階において、計画どおりの契約電力が設定されない場合には、確保している系統容量を開放すること

② 通常契約や段階別契約の最終契約電力が計画どおりに設定されない場合には、需要規模に応じた費用精算を求めること

〇実施日

当社は、２０２７年４月１日からの実施予定で申請しております。今後、国の審査を経て、経済産業大臣の認可を受け次第、改めてお知らせいたします。

※１　電気事業法第１８条第１項（託送供給等約款）
一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給等に係る料金その他の供給条件（以下この款において単に「供給条件」という。）について、経済産業省令で定める期間ごとに、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。当該期間中において、これを変更しようとするときも、同様とする。

※２　第１３回総合資源エネルギー調査会 次世代電力系統ワーキンググループ （２０２６年１０月６日開催）

以　上